

「健康食品の表示に関する検討会」論点整理(素案)に関して

2010年6月8日
健康と食品懇親会

太田 明一

1、はじめに

9回に亘り各方面から発言された多くのご意見を判りやすく纏められており方向性も含め全体として異論はない。

そこで、記載はあるが、もう少し表現が強くて良いのではないかと思える事項や、こんな解決策も考えられないかを述べてみる。(順不同)

2、健康食品の表示規制について

- ・ 健康増進法、景品表示法、JAS 法の違反については行政として即、対応できる体制と共に**業界は法を守らねばならない**。業界としてもガイドラインを作成すべきだ。
- ・ 薬事法の問題は2つの観点から考えてみたい。
 - a. 科学的な根拠があっても、食品はその働き(有効性)は表示できない。このことが、正しい情報を正しく伝えることの障害になり、あいまいな表現の原因の一つになっている。
 - b. 消費者からも商品選択のために必要な情報が不足していると指摘されている。科学的根拠のレベルを定めなければならないが、レベルに応じた機能についての表示が認められれば解決されるはずである。
勿論、この表示は一定の根拠に基づき設計され、GMP等の一定水準で製造管理され、第三者の安全性認証を受けた商品でなければならない。
 - c. また、身体の機能に影響を与えるものは医薬品だけだという薬事法の定めは、本検討会でも何度も発言があつたが、食や食品成分にも機能性があることは、現在では常識のレベルである。

結論として、薬事法に関しては、食品である、あるいは、医薬品でない旨の表示をすることで、情報開示ができるよう調整をお願いしたい。

それを踏まえ、何を目的に、どのような対象者(お客様)を対象とした商品であるかを科学的根拠に基づき具体的に表示できるようにすべきであろう。

但し、商品レベルでのデータベースの作成や、業界に自主基準作り、消費者に説明できるアドバイザーの育成なども不可欠な項目である。

3、特定保健用食品の表示許可手続きの透明化

大賛成で、一日も早く進めて頂きたい。

4、健康食品による被害を防ぐために

健康食品という名称が悪いというご意見があった。確かにこれさえ飲めば健康になると勘違いされる方があるかもしれない。

「健康食品」に係わる今後の制度のあり方についてでも討議され「健康保持増進効果表示食品」という案がでたが、結局 健康食品のままになった。

・ 健康被害

- a. 生産者は商品の設計、原材料の選択、製造工程、流通、保管、賞味期間の設定等々に関し、最善の注意の基に行うことは勿論だが、業界として原料のデータベースなどにも配慮する。他の健康食品や医薬品との相乗作用や拮抗作用に関しても。
- b. 商品の表示や広告(ネットも含む)で消費者が誤認しないよう配慮する。業界の自主基準の実効ある運用も必要。
- c. 万一被害が発生した時の早急な対応策。社内、社外、
- d. 錠剤、カプセルについては適切に摂取するというルールの問題ではないだろうか。勿論、子供の手の届かないところに置くことは勿論である。

・ 経済的被害

法外な価格で購入したという話を耳にすることがある。

上記したように不適切な広告の取り締まりは勿論であるが、消費者に、すぐ効く物など無い、バカ高いものに飛びつかないということ程度は知っていただきたいと共に情報発信も必要と考える。

5、おわりにかえて

本検討会の検討会の検討すべき範囲外ではあるが、共通認識をしていただきたいので食の機能は判っていることより、判らないことの方が遥かに多いはずだ。

例えば個人差については、遺伝子多型の問題だけでなく同じモノを同じ量だけ摂取しても、その作用に大きな差があることを経験された方は多いと思う。

これらを解決に導くためには、戦略的な思考で問題点を整理し産官学協力してことに当たるべきと考えている。

研究開発をみても、食の機能の研究開発は日本が先行していたが、欧米各国も力を入れており、現時点では追いつかれ、追い越されそうな状況である。

事業仕分けの最中ではあるが、健康、栄養関係の予算を大幅に増やす必要がある。国レベルで予算を付けても十分な見返りが期待できるはずだ。

残念ながら、公的支援が無ければ、企業だけでは、この分野で国際的な競争に勝てないことは明らかである。

以上